

八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン（素案）  
に係る市民意見提出制度実施要領

1	件名	八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン（素案）についての市民意見募集
2	目的	八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン（素案）を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条に基づき、広く素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映させることを目的とします。
3	事務説明	<p>八尾市では、令和3年（2021年）9月に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年（2021年）法律第81号）の趣旨に基づき、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目標に、保育所等で医療的ケア児を受け入れる際に必要とされる内容についてまとめたガイドラインの策定を検討しています。</p> <p>ガイドライン（素案）について、より多くの方々のご意見をお伺いし、策定されるガイドラインに反映させるため、みなさんのご意見を募集いたします。</p>
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内 及び公表方法	<p>(1) 公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン（素案）</li> </ul> <p>(2) 公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所本館1階総合案内・3階情報公開室、各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂・安中人権コミュニティセンター、図書館（八尾・山本・志紀・龍華）、障害福祉課、八尾市保健所、こども総合支援センター「ほっぷ」、保育・こども園課での閲覧</li> <li>・ 八尾市ホームページを利用した閲覧</li> </ul>
6	公表期間	令和4年11月30日（水）～令和4年12月28日（水）

7	意見募集期間	令和4年11月30日(水)～令和4年12月28日(水)(必着)
8	必須記入事項	<p>(1) タイトル「八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン(素案)」への市民意見</p> <p>(2) 住所または所在地</p> <p>(3) 氏名又は団体名</p> <p>(4) 意見本文</p> <p>※提出された氏名等の個人情報は、「八尾市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。</p> <p>※(1)～(4)の項目が欠けている場合、提出意見として取り扱わない場合があります。</p> <p>※所定の意見提出用紙(八尾市ホームページ等に掲載)を活用する場合は、タイトルの記入は不要です。</p>
9	意見の提出方法及び提出先	<p>(1) 持参 八尾市役所7階 保育・こども園課</p> <p>(2) 郵送 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 こども若者部 保育・こども園課</p> <p>(3) 電子メール 送付先アドレス : hoiku@city.yao.osaka.jp</p> <p>(4) 八尾市電子申請システム</p>
10	提出された意見の取り扱い等	<p>(1) 提出された意見は、個別対応はせず、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日に情報公開室や八尾市ホームページで公表します。</p> <p>(2) 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないようご注意ください。</p> <p>(3) 意見を受領したことについて、連絡は省略します。</p> <p>(4) 電話・口頭での意見の提出は、市民意見提出制度として取り扱いません。</p>
11	担当 (問合せ先)	<p>八尾市 こども若者部 保育・こども園課</p> <p>電話 : 072-924-8529 (直通)</p>